

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【会社名】 三井松島ホールディングス株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉 岡 泰 士

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 永 川 悟

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 092(771)2172

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 永 川 悟

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 2020年7月1日付で三井松島ホールディングス株式会社の東京支社は廃止しております。

1 【提出理由】

当社は、2021年6月18日の当社第165回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、串間新一郎、吉岡泰士、檜垣博紀、菅野百合の各氏を選任するものであります。

第2号議案 会社法改正に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬枠再設定の件

本年3月1日付で会社法が改正されたことに伴う手続的な措置として、取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の株式報酬制度の報酬枠を改めて設定するものであります。

第3号議案 会社法改正に伴う監査等委員である取締役に対する株式報酬枠再設定の件

本年3月1日付で会社法が改正されたことに伴う手続的な措置として、監査等委員である取締役の株式報酬制度の報酬枠を改めて設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件				(注) 1	
串間新一郎	93,462個	636個	56個		可決 99.02%
吉岡泰士	93,503個	595個	56個		可決 99.07%
檜垣博紀	93,482個	616個	56個		可決 99.05%
菅野百合	93,699個	399個	56個		可決 99.28%
第2号議案 会社法改正に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬枠再設定の件	86,884個	7,216個	56個	(注) 2	可決 92.05%
第3号議案 会社法改正に伴う監査等委員である取締役に対する株式報酬枠再設定の件	84,294個	9,806個	56個	(注) 2	可決 89.31%

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 賛成、反対及び棄権の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及び電磁的方法による事前行使分並びに株主総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになっているため、株主総会当日に出席したその余の株主の賛成、反対、及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。